

平成26年3月31日

埼玉県東南部地域放射線対策協議会

草加市長 田中 和明 様
越谷市長 高橋 努 様
八潮市長 大山 忍 様
三郷市長 木津 雅晟 様
吉川市長 戸張 胤茂 様
松伏町長 会田 重雄 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償に関する要望書」
に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

また、貴協議会におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成26年3月10日にいただきました「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償に関する要望書」について、別添のとおりご回答申し上げます。

以上

ご回答書

<p>ご要望1</p>	<p>放射線対策に要した費用は賠償項目を限定することなく、全て賠償対象とすること</p>
<p>ご回答</p>	<p>弊社事故が及ぼした「原子力損害」として、弊社が負うべき責任の範囲は、一般の不法行為に基づく損害賠償と同様に、弊社事故と『相当因果関係の認められる損害』になると考えております。</p> <p>したがって、弊社事故に起因して実際に生じた費用のすべてが、「原子力損害」として賠償対象となるものではないと考えております。事故が起こらなければ必要がなかったということだけではなく、当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲が、『相当因果関係の認められる損害』として、賠償対象となり得ると考えております。何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>ご要望2</p>	<p>賠償対象期間を定めることなく、対策が継続している間は賠償対象とすること</p>
<p>ご回答</p>	<p>弊社としましては、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきまして賠償の対象と認識しており、被害状況を確認させていただきながら適切に対応させていただきたいと考えております。</p> <p>今後も、被害を受けられた地方公共団体さまのご事情をよくお伺いし、適切に対応していきたいと考えておりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>ご要望3</p>	<p>放射線対策に要した人件費は通常時間内に行った場合でも全て賠償対象とすること</p>
<p>ご回答</p>	<p>賠償金のお支払い対象となるのは、本件事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲となります。</p> <p>具体的には、本件事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務（以下、賠償対象業務）を地方公共団体さまの職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象とすると考えております。</p> <p>勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に賠償対象業務を行ったことにより賠償対象外業務を通常時間外に行なった場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織における人件費につきましては、具体的にご事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。また、ご用意いただく証憑につきましても、可能な限り簡素化を図らせていただきたいと思います。</p>

ご要望4	放射性物質汚染対処特別措置法の対象とならない除染の費用を賠償対象とすること
ご回答	<p>弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には放射性物質汚染対処特別措置法(以下、「特措法」)にもとづき進められると考えており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。</p> <p>特措法に該当しない除染費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>なお、平成26年1月15日に認定を受けた新・総合特別事業計画にも記載させていただきましたように、その賠償可否を含め早急に賠償基準を検討・策定し、早期にお示しができるように、様々なご事情等を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

ご要望5	賠償基準を明確にし、請求手続きの簡素化を図ること
ご回答	<p>弊社は現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力災害賠償制度の枠組みの下で中間指針等を踏まえ、ご被害者さまへの迅速かつ公正な賠償金のお支払いに向け取り組んでおり、弊社事故と相当因果関係が認められる損害項目に関し、中間指針等に明示されていない損害項目も含め、個別のご事情をお伺いし、必要かつ合理的な範囲で賠償を実施させていただいております。</p> <p>地方公共団体さまの損害に関する賠償につきましても、弊社事故と相当因果関係が認められる損害に関しまして、中間指針等に明示されていない損害項目も含め、引き続き、親身・親切的な賠償に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>請求に係わる手続きの簡素化等につきましては、これまでもご請求者さまのご意見等を踏まえ証憑収集の簡素化・効率化などに取り組んでいるところで</p> <p>す。</p> <p>今後も引き続き真摯な姿勢で賠償に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>